

令和5年度（新）	令和4年度（旧）
<p>〇〇地域包括支援センター業務委託仕様書 <u>(案)</u></p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 委託期間 令和<u>5</u>年4月1日から令和<u>6</u>年3月31日</p> <p>4 （略）</p> <p>5 開設時間及び休業日 (1) (略) (2) 休業日 <u>休業日</u>は、原則次のとおりとするが、<u>休業日</u>にセンター事業を実施することは差し支えないものとする。 ア～ウ （略）</p> <p>6 業務内容 センターの業務は、次に掲げるものとする。 なお、業務の実施に当たっては、令和<u>5</u>年度柏市地域包括支援センター運営方針のほか、「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日付け老発第0609001号）、「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日付け老計発第1018001号）、「地域包括支援センター運営マニュアル<u>3</u>訂」（<u>令和4年4月</u>一般財団法人長寿社会開発センター発行）及び市が作成する各事業マニュアルの関係事項を踏まえ、適切な方法により行うものとする。 (1) 介護予防・生活支援サービス事業（法第115条の45第1項第1号） ア （略） イ 介護予防ケアマネジメントの実施</p>	<p>〇〇地域包括支援センター業務委託仕様書</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 委託期間 令和<u>4</u>年4月1日から令和<u>5</u>年3月31日</p> <p>4 （略）</p> <p>5 開設時間及び休業日 (1) (略) (2) 休業日 <u>休日</u>は、原則次のとおりとするが、<u>休日</u>にセンター事業を実施することは差し支えないものとする。 ア～ウ （略）</p> <p>6 業務内容 センターの業務は、次に掲げるものとする。 なお、業務の実施に当たっては、令和<u>4</u>年度柏市地域包括支援センター運営方針のほか、「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日付け老発第0609001号）、「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日付け老計発第1018001号）、「地域包括支援センター運営マニュアル<u>2</u>訂」（<u>平成30年6月</u>一般財団法人長寿社会開発センター発行）及び市が作成する各事業マニュアルの関係事項を踏まえ、適切な方法により行うものとする。 (1) 介護予防・生活支援サービス事業（法第115条の45第1項第1号） ア （略） イ 介護予防ケアマネジメントの実施</p>

令和5年度（新）	令和4年度（旧）
<p>要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者から依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、第1号訪問事業（訪問型サービス）、第1号通所事業（通所型サービス）のほか、一般介護予防や民間企業等による生活支援サービスを含め、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。また、ケアマネジメントに当たっては、適切なアセスメントの実施により、多職種との連携を図りながら利用者の自立と重度化防止の視点に立って行う。</p> <p>なお、その一部を適当と判断された居宅介護支援事業者に新規件数の6割以内を目安に委託することができる。</p> <p>(2) 一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号）</p> <p>ア 介護予防把握事業</p> <p>地域における保健・医療・福祉などの関係部門との連携や<u>民生委員による見守り活動等</u>を通じて、要介護状態・要支援状態のおそれがある高齢者についての情報を収集し、各種の介護予防活動への参加につなげる。</p> <p>イ 介護予防普及啓発事業</p>	<p>要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者から依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、第1号訪問事業（訪問型サービス）、第1号通所事業（通所型サービス）のほか、一般介護予防や民間企業等による生活支援サービスを含め、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。また、ケアマネジメントに当たっては、適切なアセスメントの実施により、多職種との連携を図りながら利用者の自立と重度化防止の視点に立って行う。なお、その一部を適当と判断された居宅介護支援事業者に新規件数の6割以内を目安に委託することができる。</p> <p>(2) 一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号）</p> <p>ア 介護予防把握事業</p> <p>地域における保健・医療・福祉などの関係部門との連携や<u>高齢者声かけ訪問事業及び民生委員活動等</u>を通じて、要介護状態・要支援状態のおそれがある高齢者についての情報を収集し、各種の介護予防活動への参加につなげる。</p> <p>イ 介護予防普及啓発事業</p>

令和5年度（新）	令和4年度（旧）
<p>フレイルチェック講座（小圏域ごとに年1回以上実施）や地域介護予防活動支援事業，地域イベント等，あらゆる機会を捉えて，<u>認知症の発症予防の観点も踏まえ</u>，フレイル予防に関する普及啓発を進める。特に，<u>フレイルチェック講座等</u>においてフレイルリスクが高いと判断された者に対しては，多職種との連携により，フレイル予防に向けた支援を行う。また，多様なライフスタイルや価値観をもつ高齢者のQOLの維持向上のために必要な資源を把握するとともに，不足している資源の開発に向けて関係者等への支援や協力及び<u>かしわ</u>フレイル予防ポイントカード事業の普及啓発を行う。</p> <p>ウ（略）</p> <p>(3) 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号） ア～イ（略） ウ 総合相談支援</p> <p>本人，家族，近隣の住民，地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて，的確な状況把握等を行い，相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供，関係機関等を紹介するとともに，専門的，継続的な支援を行う。<u>また，重層的支援体制を構築する支援機関の一つとして，他分野の相談支援機関との情報共有や支援策等を検討する会議への参加等を通じて，複合的な課題を抱える世帯等に対する包括的な支援の一端を担う。</u></p> <p>エ（略）</p> <p>(4) 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号） ア（略） イ 成年後見制度の活用</p>	<p>フレイルチェック講座（小圏域ごとに年1回以上実施）や地域介護予防活動支援事業，地域イベント等，あらゆる機会を捉えて，フレイル予防に関する普及啓発を進める。特に，フレイルチェック講座においてフレイルリスクが高いと判断された者に対しては，多職種との連携により，フレイル予防に向けた支援を行う。また，多様なライフスタイルや価値観をもつ高齢者のQOLの維持向上のために必要な資源を把握するとともに，不足している資源の開発に向けて関係者等への支援や協力及びフレイル予防ポイントカード事業の普及啓発を行う。</p> <p>ウ（略）</p> <p>(3) 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号） ア～イ（略） ウ 総合相談支援</p> <p>本人，家族，近隣の住民，地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて，的確な状況把握等を行い，相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供，関係機関等を紹介するとともに，<u>必要に応じた</u>専門的，継続的な支援を行う。</p> <p>エ（略）</p> <p>(4) 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号） ア（略） イ 成年後見制度の活用</p>

令和5年度（新）	令和4年度（旧）
<p>成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介及び連携等を行うほか、<u>制度の利用を必要とする者の重篤な認知症への罹患や申立てを行う親族の不在などの理由により、制度の利用が困難と認める場合は、市に連絡して市長申立てにつなげる等、制度の利用促進に関する一次相談窓口としての役割を担う。</u></p> <p>ウ～エ（略）</p> <p>オ 困難事例への対応</p> <p>高齢者やその家庭に重層的に課題が存在<u>する場合や</u>高齢者自身が支援を拒否している等の困難事例を把握した場合には、<u>訪問等による速やかな状況把握に努め、</u>センター全体で<u>対応方針</u>を検討し、必要な支援を行う。</p> <p>カ（略）</p> <p>(5)～(6)（略）</p> <p>(7) 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）</p> <p>生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、定期的な情報の共有<u>及び</u>連携強化の場として設置された協議体と連携する。また、地域支えあい推進員との連携により、たすけあいサービス等の住民主体によるサービスの利用促進や社会資源の開発に向けた提案や民間事業者と連携した地域の実情に応じた生活支援体制の構築に努める。</p> <p>(8)（略）</p> <p>(9) 地域ケア会議推進事業（法第115条の48）</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 地域ケア推進圏域会議</p> <p>地域ケア個別会議<u>での検討等</u>により共有された地域課題の解決や地域資源の形成等を検討する場として、地域ケア推進圏域会議を年1回以上開催し、地域包括ケアシステムの強化・構築に努める。</p> <p>ウ（略）</p> <p>(10)～(12)（略）</p>	<p>成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介及び連携等を行うほか、<u>申立てを行う親族がいなかったり、親族が申立てを拒否したり、本人の認知症などの理由で成年後見の利用が困難と認める場合は、市に連絡して市長申立てにつなげる等、成年後見利用促進に関する一次相談窓口としての役割を担う。</u></p> <p>ウ～エ（略）</p> <p>オ 困難事例への対応</p> <p>高齢者やその家庭に重層的に課題が存在<u>している場合、</u>高齢者自身が支援を拒否している<u>場合等</u>の困難事例を把握した場合には、<u>専門職間で連携し、</u>センター全体で<u>対応</u>を検討し、必要な支援を行う。</p> <p>カ（略）</p> <p>(5)～(6)（略）</p> <p>(7) 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）</p> <p>生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、定期的な情報の共有・<u>連携強化</u>の場として設置された協議体と連携する。また、地域支えあい推進員との連携により、たすけあいサービス等の住民主体によるサービスの利用促進や社会資源の開発に向けた提案や民間事業者と連携した地域の実情に応じた生活支援体制の構築に努める。</p> <p>(8)（略）</p> <p>(9) 地域ケア会議推進事業（法第115条の48）</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 地域ケア推進圏域会議</p> <p>地域ケア個別会議<u>の検討</u>により共有された地域課題の解決や地域資源の形成等を検討する場として、地域ケア推進圏域会議を年1回以上開催し、地域包括ケアシステムの強化・構築に努める。</p> <p>ウ（略）</p> <p>(10)～(12)（略）</p>

令和5年度（新）	令和4年度（旧）
<p>7 人員体制</p> <p>(1) 常勤の職員は次の職種を有するものとし、各職種についてそれぞれ1名以上、計〇名配置する。 そのうち1名は統括責任者（センター長）を、1名以上は認知症地域支援推進員を兼ねるものとする。 なお、配置人員に欠員が生じた場合は、速やかに代替職員を補充すること。</p> <p>ア（略） イ 社会福祉士 ウ（略）</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>8（略）</p> <p>9 委託業務実施上の留意事項</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) センター職員の人材育成 センターの適切な運営とその実践力の向上のため、市が行う研修のほか、<u>センター内外の各種研修に積極的に参加することにより人材育成に努める。</u></p> <p>(3)～(7)（略）</p> <p>10～17（略）</p>	<p>7 人員体制</p> <p>(1) 常勤の職員は次の職を有するものとし、各職種についてそれぞれ1名以上、計〇名配置する。 そのうち1名は統括責任者（センター長）を、1名以上は認知症地域支援推進員を兼ねるものとする。 なお、配置人員に欠員が生じた場合は、速やかに代替職員を補充すること。</p> <p>ア（略） イ 社会福祉士 <u>その他これに準ずる者</u> ウ（略）</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>8（略）</p> <p>9 委託業務実施上の留意事項</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) センター職員の人材育成 センターの適切な運営とその実践力の向上のため、市が行う研修のほかセンター内外の各種研修に積極的に参加することにより人材育成に努める。</p> <p>(3)～(7)（略）</p> <p>10～17（略）</p>